

丹波山村お試し住宅実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、村外から本村への移住を検討している者（以下「移住検討者」という。）が一時的に利用する住宅及び駐車場（以下「お試し住宅等」という。）の設置及び管理等必要な事項を定めるものとする。

(お試し住宅等)

第2条 移住検討者が、本村の風土および本村での日常生活を体感するために一時的に居住する住宅として、一定期間利用する住宅をいう。

2 お試し住宅等の名称および位置は、別表1のとおりとする。

(申請手続)

第3条 お試し住宅等を利用しようとする移住検討者は、丹波山村お試し住宅申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に申請者の本人確認ができる書類（自動車運転免許証その他官公署が発行した証書等の写し）を添えて村長に提出しなければならない。

(許可)

第4条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して一時利用を許可することを決定し、丹波山村お試し住宅許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）により移住検討者に通知する。

(利用期間)

第5条 お試し住宅等を利用することができる期間（以下「利用期間」という。）は1泊以上14泊以内とする。

2 前条第1項に規定する許可書の交付を受けた移住検討者（以下「利用者」）は、利用期間が満了するにあたり、その後の予約がない限り、村長の許可を得て、第1項で規定する利用期間の上限を超えない範囲で利用期間を延長することができる。ただし、再延長はできないものとする。

(利用者負担金)

第6条 お試し住宅等の利用者負担金は、別表2のとおりとする。

2 お試し住宅等の利用に伴う飲食費並びに消耗品（日常生活に係るものに限る）、寝具及びお試し住宅に備付けの器具以外の器具に要する費用は、利用者の負担とする。

3 お試し住宅等の電気、ガス、水道及び下水道の使用料は、村が負担する。

(利用者負担金の減免又は徴収猶予)

第7条 村長は、災害その他特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、

利用者負担金の減免又は徴収猶予をすることができる。

(遵守事項)

第8条 利用者はお試し住宅等の利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）に利用させないこと又は自らが暴力団員として利用しないこと。
- (2) 第三者に対し、お試し住宅等を転貸し、若しくは利用させ、又は第4条の規定より許可を受けた権利を譲渡しないこと。
- (3) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。
- (4) お試し住宅等（備付けの設備又は器具を含む。第12条において同じ。）を適切に取り扱うこと。
- (5) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- (6) 清掃及び除雪を適宜行うこと。
- (7) ごみを適切に処理すること。
- (8) お試し住宅等に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、村長の承諾を得ること。
- (9) お試し住宅等の増築若しくは改築又は模様替えをしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅等を適切に管理し、及び住環境を整備すること。

(行為の禁止)

第9条 利用者は、お試し住宅等について、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄付の募集その他これに類する行為
- (2) 事業又は営業
- (3) 興業、展示会その他これらに類する催し
- (4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布
- (5) 政治活動または宗教活動
- (6) 動物の飼育
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 建物の建築又は工作物の設置
- (9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の利用にふさわしくない行為

(許可の取消し)

第10条 村長は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の許可を取消することができる。

- (1) 第12条に規定する損害を賠償しないとき。

(2) 前2条の規定に違反したとき。

(3) 前3号に掲げる場合のほか、許可した条件を履行しないとき、又は違反したとき。

(明け渡し)

第11条 利用者は、利用期間が満了したとき又は許可を取消されたときは、直ちに、お試し住宅等を明け渡さなければならない。この場合において、当該利用者は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、当該お試し住宅等を現状に回復しなければならない。

2 利用者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、村長の指示に従わなければならない。

3 村長は、お試し住宅等の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をして当該お試し住宅に立ち入らせることができるものとする。

(立入り)

第12条 村長はお試し住宅等の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をして当該お試し住宅に立ち入らせることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことが出来ない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、お試し住宅等を汚損し、損傷し又は滅失したときは、直ちにその旨を村長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第14条 お試し住宅等が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅等で発生した事故に対しては、村は、その賠償の攻めを負わないものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

名称	位置
お試し住宅	山梨県北都留郡丹波山村2009番地1 奥秋単身者第2住宅 1-Dおよび2-D

別表2（第6条関係）

施設	利用者負担金
お試し住宅	1泊につき3,000円
駐車場	無料